

第 8 部 - 第 2 「21 世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

基本的な考え方

平成18年4月、市の最高規範である自治基本条例が施行され、あわせてパブリックコメント手続条例と市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例が施行されました。新たな自治の仕組みの運用がスタートし、市民自治による協働のまちづくりが着実に進められています。一方、国では平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立し、第2期分権改革が始まることとなりました。市がこれまで「三位一体の改革」に関する意見を国や東京都に提出してきたように、めざすべき「分権社会」のあり方を示すためには、市の立場から国等に対して積極的な問題提起を行うことが必要です。これらの状況を踏まえ、市では自治基本条例に掲げた「市町村優先の原則」に基づき、市民に一番身近な基礎自治体として、国等との適切な政府間関係の確立を図るとともに、地域主権の確立に向けて積極的な取り組みを進めていきます。

また、行政を取り巻く環境は、社会経済状況の複雑化にともない大きく変化しています。行政サービスに対するニーズは多岐にわたる分野で高まり、あわせて質の向上も求められています。これまで市は、平成17年3月に策定した「行財政改革アクションプラン2010」の最重点課題である「行政サービスの質の確保と効率的な運営」として、公設民営方式の保育園運営や自校方式による学校給食調理業務の委託化に着手する等、積極的な取り組みを進めてきました。今後も行政、事業者、NPO等との適切な役割分担による、連携したパートナーシップの確立を図るとともに、限られた経営資源を最大限活かすため、「選択と集中」による施策の一層の重点化を図りながら市民サービスの質を確保します。

また、引き続き市民ニーズの把握に努め、さらなる行政サービスの拡充を図ります。加えて、質の高い行政サービスを提供するためには、人財の育成が必要です。市はこれまでも人財育成基本方針に基づき、継続的な検証・改善を行いながら人事任用制度の信頼性を高めるとともに、職員研修及び適材適所の人事異動を実施してきました。今後とも職員のモチベーションの向上、組織力向上及び組織の活性化を図るとともに、計画的・効果的な職員採用によって人財を確保し、市政推進の原動力となる人財の育成を推進します。

さらに、都市として一定の「成熟期」を迎えた三鷹市においては、環境保全や経済性に配慮した都市構造・都市空間の「更新・再生」が必要になっています。今後は公共施設の計画的な維持・保全を行う「ファシリティ・マネジメント(注1)」の確立に向けて取り組みます。

(注1)ファシリティ・マネジメント:企業や団体などが所有する施設とその環境を最適に保つために、多面的な知識・技術を活用して効率的・効果的に管理運営する活動をいいます。施設全体について、その配置や利活用も含め、総合的かつ経営的視点に立つとともに、将来変化にも対応し得る長期的視野に基づく取り組みを進めることが特長です。また、施設の不具合が顕在化してから修繕等を行う「事後保全」の対応ではなく、ファシリティ・マネジメントでは計画的に対応する「予防保全」の取り組みが重要とされています。

まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
職員定数見直し数		92人 (平成16年4月1日 に120人を達成)	153人	210人

行財政改革の推進における職員定数見直し状況を示す指標です。平成16年度当初に、平成17年度目標の120人を達成しましたが、「行財政改革アクションプラン2010」に基づき、引き続き着実な行財政改革の推進を図ります。今後とも、より簡素で効率的な行政運営や時代の変化に即応しうる柔軟な市政を実現するため、国の集中改革プランも踏まえ、市民サービスの向上を図りながら職員の適正配置に取り組んでいきます。

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
経常収支比率	87.8%	86.8%	86.5%	概ね80%台を維持
公債費比率	9.2%	9.9%	9.8%	概ね12%を超えないこと
実質公債費比率 ()の数値は準公債費比率	(12.7%)	(13.0%)	12.9%	概ね16%を超えないこと
人件費比率	24.3%	21.5%	20.0%	概ね24%を超えないこと

「経常収支比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」、「人件費比率」の4指標は、自治体経営の上で地方財政の健全性を診断するための重要な指標とされています。行財政改革の徹底等を通して、収入と支出のバランスのとれた、安定した行財政運営の推進を図ります。

施策・主な事業の体系

1 計画の整備と推進

(1) 「行財政改革アクションプラン2010」の推進	「行財政改革アクションプラン2010」の推進
----------------------------	------------------------

2 都市自治の確立

(1) 国・都等との適切な政府間関係の確立	国・都等との適切な政府間関係の確立
(2) 自治立法権・自治解釈権の活用	まちづくりの推進に必要な条例の整備 政策法務の推進
(3) 自治基本条例の普及・啓発	自治基本条例の普及・啓発
(4) 行政の率直的な行動	男女平等や環境保全等における行政の率直行動 (「第1部 - 第3 男女平等社会の実現」「第4部 - 第1 環境保全の推進 1環境保全」参照)
(5) 選挙管理の充実	期日前投票・不在者投票制度の改善 開票事務の短縮化 意識啓発の強化 ICT等の活用による執行体制の強化
(6) 市制施行60周年事業の実施	市制施行60周年事業の実施
(7) 広域的都市連携の強化	施設の共同利用等の連携の強化 施設の共同建設 行政サービスの相互乗り入れの推進 広域連合、合併の研究 友好市町村等交流の推進

3 自治体経営の確立

(1) 総合的な行政評価の推進	総合的な行政評価の推進
(2) 人財の育成と活性化	人財育成システムの検証・改善 人事任用制度の検証・改善
(3) 行政組織の簡素化、効率化、分権化の推進	組織、職員定数の見直し 事務分掌、専決規程の見直し 戦略的評価・予算編成の推進
(4) 効率的な自治体の実現と財政の健全性の維持	財務会計システムの運用 事務事業の見直し 経常経費の節減とコスト意識の徹底

	市全体のバランスシート、行政コスト計算書等の公開 財政の健全性の維持
(5) 民間活力の導入とセーフティネットの確立	市業務の民営化・委託化の一層の推進 窓口サービスの民間委託の拡大の検討 学校給食調理業務の委託化の推進 安定した市民生活を保障する仕組みの確立 市民保養所箱根みたか荘の利用者拡大と効率的な運営 NPOの参入の推進 ㈱まちづくり三鷹の活用 PFI方式等の導入の検討
(6) 行政手続の電子化の促進	行政手続の電子化の促進 (「第2部 - 第1 情報環境の整備」参照)
(7) 市民満足度向上のための行政サービスの確立	総合窓口サービスの拡充 協働コールセンターの検討・設置 (「第2部 - 第1 情報環境の整備」参照) 三鷹駅前市政窓口の機能の拡充 市税等の納付機会の拡大 コンビニエンスストアにおける行政サービスの拡大の検討 住民基本台帳カードの活用の検討 届出及び証明書交付等における本人確認の強化 窓口サービス等における市民満足度向上に向けた取り組み 公聴・相談・苦情等を行政サービスの改善につなげる仕組みの構築
(8) ファシリティ・マネジメントの推進	ファシリティ・マネジメントの推進 市民センター周辺地区整備構想の検討 公共施設等の計画的なリニューアルの推進

4 透明で公正な行政の確立

(1) 積極的な情報公開・情報提供等の推進	パブリックコメントの推進 市民会議・審議会等の会議の公開の制度の推進 公益通報制度の活用 広報紙、ホームページ等による情報提供の充実 市のホームページの情報バリアフリー化 (「第2部第1 情報環境の整備」参照) 「自治体経営白書」の発行・充実 インターネット、CATVなどの活用 「情報共有」をめざした情報公開・情報提供の推進
(2) 公聴・オンブズマン・監査機能の拡充	市民相談の充実 総合オンブズマン制度の充実 市長と語り合う会の実施
(3) 契約制度の見直し・改善	入札制度の改善 随意契約業務の見直し 電子調達の拡充

主要事業（ で示しています）

- 1 - (1) - 「行財政改革アクションプラン2010」の推進
自治体経営・行政サービスの質の向上をめざすとともに、民営化・委託化を一層推進し、協働領域

の拡大を進める中で、創造的な自治体運営を進めるため、「行財政改革アクションプラン2010」に基づき、行財政改革と第二次分権改革を踏まえた地方分権の推進をめざします。また、アクションプラン終期において、「新アクションプラン策定方針」を定め、先行的な取り組みを進めます。

(市・市民・民間・学識者・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
「行財政改革アクションプラン2010」の推進	推進	策定、推進	推進			▶

2 - (3) - 自治基本条例の普及・啓発

自治基本条例の普及・啓発を図るとともに、パブリックコメント制度、市民会議・審議会等の会議の公開の制度及び住民投票制度など、同条例に基づき創設された制度により自治の推進を図ります。

(市・市民・学識者・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
自治基本条例の普及・啓発	普及・啓発	条例制定普及・啓発	普及啓発			▶

2 - (6) - 市制施行60周年事業の実施

市制施行60周年を迎えるにあたり、これまでの三鷹市のあゆみについて評価・検証するとともに、今後のまちづくりのあり方等について展望する記念事業を実施します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
市制施行60周年事業の実施	実施			検討準備	▶	実施

3 - (1) - 総合的な行政評価の推進

戦略的かつ効率的な行政運営及び市民満足度の向上を図るため、総合的な行政評価を推進します。事業評価制度を予算編成に反映させて連携を図るとともに、引き続き基本計画の主要事業等の結果や成果の評価を行い、「自治体経営白書」の充実等により評価に関する情報提供を積極的に推進します。また、組織評価・人事評価との連動による内部マネジメントシステムの充実に向けた検討を進めます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
総合的な行政評価の推進	推進	推進	推進			▶

3 - (2) - 人財育成システムの検証・改善

3 - (2) - 人事任用制度の検証・改善

平成13年度以降の人事任用制度の運用実績と、職員意識調査を踏まえ、平成15年度に策定した「人財育成基本方針」に基づき、平成16年度に見直しを行った人事任用制度により、キャリア開発の視点から職員の公平公正な評価と能力開発を効果的に推進していきます。また、職員の能力開発と能力の職務への効果的なフィードバックを図るため、三鷹ネットワーク大学の「まちづくり総合研究所」事業等と連携しながら、戦略的な能力開発及びキャリア開発を行い、人財育成を進めていきます。これらの取り組みにより、人財育成のための制度の検証とこれに基づく制度の改善を継続的に実施し、職員の能力開発と能力発揮の成果が適正に評価され、人事異動によるキャリア開発と、昇任昇格、給与といった処遇に反映する仕組みを構築し、市政推進の原動力となる「人財」の育成を図ります。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
人財育成システムの検証・改善	人財育成システムの充実	見直し、推進	検証改善			▶

3 - (3) - 組織、職員定数の見直し

3 - (3) - 事務分掌、専決規程の見直し

3 - (3) - 戦略的評価・予算編成の推進

職員の適正配置の明確化を図りながら、行財政改革アクションプラン2010や国の集中改革プランを踏まえた職員定数の見直しを推進します。また、職務分析を行い、正職員、嘱託職員、臨時職員等の役割分担の明確化を図るとともに、事務の効率化や外部委託、ワークシェアリングの可能性を検討します。さらに、将来的な職員構成を視野に入れた職員採用を計画的に行います。あわせて、事務分掌や専決規程を見直すとともに、各部による自主的な予算編成をさらに推進するなど、各部課の権限と責任の拡大を図る「庁内分権」を推進します。特に予算編成については、行政評価との連動や、インセンティブ手法を導入した「創造的予算編成方式」に取り組むなど、さらに「選択と集中」を進めるための戦略的な仕組みを推進します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
職員定数の見直し	職員定数の見直しの実施(210人)	153人の見直しの実施	実施			▶
戦略的評価・予算編成の推進	戦略的評価・予算編成の推進	創造的予算編成の推進	推進			▶

3 - (5) - 市業務の民営化・委託化の一層の推進

「行財政改革アクションプラン2010」に基づき、コストを抑えながらも質の高い公共サービスの提供を図るために、ABC分析の手法なども活用しながら、市業務の民営化・委託化の一層の推進を図ります。民営化・委託化の推進にあたっては、行政、事業者、NPO等との間の適切な役割分担による、連携したパートナーシップの確立を図るとともに、サービスの質の確保と評価・改善に向けた仕組みの構築を図ります。

具体的な民営化・委託化の取り組みとしては、学校給食の質の充実と自校方式による給食調理業務の委託化を順次実施するとともに、引き続き市立保育園の質の確保と効率的な運営を検討していきます。また、平成18年度から導入した指定管理者制度の活用により、市民サービスの向上を図ります。

(市・市民・民間・学識者・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
市業務の民営化・委託化の一層の推進	市業務の民営化・委託化の一層の推進	公設民営保育園の設置(4園)、学校給食調理業務の委託化着手等	推 進			▶

3 - (7) - 総合窓口サービスの拡充

本庁市民課で現在行われている総合窓口サービスの機能を強化し、住民異動等にとりまう各種届出及び証明発行の総合化を進めます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
総合窓口サービスの拡充	推進、拡充	推進	推 進 拡 充			▶

3 - (8) - ファシリティ・マネジメントの推進

既存の公共施設の維持管理全般について、コストを抑えつつ効果的な保全整備の実施による長寿命化を図るとともに、今後の公共施設の再配置等のあり方も検討し、ファシリティ・マネジメントの推進を図ります。また、公共施設の再配置や見直し及び市有地の売却・有効活用についても検討を進めます。さらに、耐震改修促進法で対象施設とされる公共施設を中心に耐震診断等を進め、計画的な耐震改修や整備を進めます。

(市・関係団体・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
ファシリティ・マネジメントの推進	推進	推進	推 進			▶

3 - (8) - 市民センター周辺地区整備構想の検討

市民センター内における公共施設の整備・再配置について、ふじみ衛生組合が整備する新ごみ処理施設等の整備計画とも連携を図りながら、市民センター周辺の整備構想の検討を進めます。その際、スポーツや健康づくり機能、生涯学習機能等の施設整備の可能性についても、PFI等による民間資金・民間活力の導入の手法と合わせて検討を行います。あわせて、当該構想に関連する公共施設の再配置、既存の公共施設の整備計画の見直し及び市有地の売却・有効活用の検討を行います。

(市・関係団体・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
市民センター周辺地区整備構想の検討	調査・研究	調査・研究	調査	研究	研究	研究

新規・拡充事業 (で示しています)

2 - (7) - 施設の共同利用等の連携の強化

近隣市等の他の自治体との連携を強化し、文化・スポーツ施設等をはじめ公共施設の共同利用を拡大し、市民サービスの向上を図り、効果的で効率的な行政運営を進めます。

(市・関係団体)

3 - (5) - 窓口サービスの民間委託の拡大の検討

窓口サービスの民間委託については、三鷹駅前市政窓口で既に一部委託を実施していますが、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(通称、市場化テスト法)」の活用も含め、窓口サービスの民間委託の拡大について検討を進めます。

(市・関係団体・民間等)

3 - (5) - 学校給食調理業務の委託化の推進

自校方式による安全でおいしい学校給食の一層の充実とさらなる効率的な運営を図るため、「学校給食の充実と効率的運営に関する実施方針」に基づき学校給食調理業務委託を実施し、効率化による削減効果を食育の推進、給食内容や安全・衛生管理の充実などに反映していきます。

(市・関係団体・民間等)

3 - (5) - 安定した市民生活を保障する仕組みの確立

市の業務については、NPOや民間企業などに委託や移転を積極的に行い、民間の優れた技術やノウハウを活用します。また行政は、安定した市民生活を保障する仕組みの確立を図り、民間事業者のサービスのチェックや情報収集を図るとともに、民間事業者との協働・連携体制の確立を図ります。あわせて、国レベルの制度改正等による市民生活への影響を最小限とするために、国・都へ積極的な問題提起を行うとともに、市民が安心して生活していくための環境整備に努めます。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

3 - (5) - 市民保養所箱根みたか荘の利用者拡大と効率的な運営

箱根みたか荘の管理運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入し、サービスの向上と管理運営の効率化を図りました。今後さらなる改善に努め、利用者拡大に取り組みながら効率的な運営を推進します。

(市・関係団体・民間等)

3 - (7) - 三鷹駅前市政窓口の機能の拡充

三鷹駅前市政窓口を平成17年度に三鷹駅前協同ビルへ三鷹駅前市政窓口として移転し、取り扱い業務を拡充するとともに毎月第2・3・4日曜日のオープンを実施しました。今後は福祉に関する相談のニーズが高いことから、福祉総合相談窓口との連携を検討し、引き続きワンストップサービスの推進と市民の利便性の向上を図ります。

(市)

3 - (7) - 市税等の納付機会の拡大

コンビニエンスストアにおける市税収納事務委託を、軽自動車税のほか市民税や固定資産税に拡大するとともに、マルチペイメントネットワークの活用を実施します。また、他の業務への拡大を検討するとともに、クレジット収納等さらなる納付機会の拡大を検討し、市民の利便性の向上を図ります。

(市・民間)

3 - (7) - コンビニエンスストアにおける行政サービスの拡大の検討

コンビニエンスストアにおいて、既の実施している各種税の収納業務に加え、本人確認や個人情報の保護を適切に行いながら、行政サービスの拡大について検討を行います。

(市・民間)

3 - (7) - 住民基本台帳カード活用の検討

住民基本台帳カードを使った市の行政サービス拡充を図るため、自動交付機を使った証明書交付や施設利用申し込み、図書貸し出し、事業参加申し込みなどの方策の実現可能性について検討を進めます。

(市・国)

3 - (7) - 届出及び証明書交付等における本人確認の強化

平成19年3月に施行した「住民基本台帳に関する条例」に基づき、個人情報保護の観点から本人確認を厳格に実施するとともに、類似の届出及び証明書交付等においても本人確認の強化を図ります。

(市)

4 - (1) - パブリックコメントの推進

4 - (1) - 市民会議・審議会等の会議の公開の制度の推進

4 - (1) - 公益通報制度の活用

自治基本条例の施行によって始まった新たな自治の仕組みの定着を図り、自治の推進を図ります。

(市・市民)

4 - (1) - 広報紙、ホームページ等による情報提供の充実

広報紙や市民便利帳の内容を充実するとともに、三鷹市長のメールマガジンの発行を継続します。また、地域・生活情報の提供ツールとしての市民ニーズの高まりに応え、市民がよりスムーズに求める情報にたどりつけるよう、ホームページのリニューアルに取り組みます。

さらに、グラフ誌を出版社と協力して発行し、三鷹の魅力を全国に向けて発信します。

(市・民間)

4 - (3) - 入札制度の改善

引き続き入札制度の改善を進めるとともに、電子調達等の拡充により入札・契約事務の透明性・客観性、競争性の一層の向上とコスト縮減、事務の効率化を図ります。

(市)